

津市地域包括支援センター設置規程を次のように定める。

平成 1 8 年 3 月 3 1 日

津市長 松 田 直 久

津市地域包括支援センター設置規程

(設置)

第 1 条 この規程は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 5 条の 3 第 2 項の規定に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) センターの運営に関すること。
- (2) 介護予防事業及び新予防給付に関する介護予防ケアマネジメントに関すること。
- (3) 高齢者等の総合相談及び支援に関すること。
- (4) 高齢者等に対する虐待の防止及び早期発見等の権利擁護事業に関すること。
- (5) 包括的及び継続的ケアマネジメント支援業務に関すること。
- (6) 前各号に掲げる業務のほか、市長が必要と認める高齢者等に係る支援に関すること。

(所管)

第 3 条 センターは、健康福祉部高齢・障がい福祉課の所管とする。

(職員)

第 4 条 センターに、センター長その他別表に掲げる資格を有する職員（以下「センター職員」という。）を置く。

- 2 センター長には、高齢・障がい福祉課長の職にある者をもって充てる。
- 3 センター長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 センター職員は、上司の命を受けてセンターの事務を処理する。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成１８年４月１日から施行する。

別表（第4条関係）

専門職種	専門職種同等資格者
主任介護支援専門員	次の各号のすべての条件を満たす介護支援専門員有資格者 (1) 実務経験を有する介護支援専門員 又は現に介護支援専門員を指導している介護支援専門員 (2) ケアマネジメントリーダー研修受講者 (3) ケアマネジメントリーダー実務（相談、地域の介護支援専門員への支援等）に従事している者
保健師	地域ケア、地域保健等の経験を有する看護師
社会福祉士	福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上で高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

（平成18年3月31日 揭示済）

津市告示第 1 3 2 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 3 月 1 6 日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成 1 8 年 3 月 1 6 日
- 2 保管期間 撤去日より 1 8 0 日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

（平成 1 8 年 3 月 1 6 日 揭示済）

津市告示第 1 3 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 17 日

津市長 松 田 直 久

1 路線名 1 2 2 6 栗真町屋町第 2 8 号線

道路の区域

区 域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市栗真町屋町字中新畑 576 番 2 から 津市栗真町屋町字中新畑 576 番 2 まで	旧	4.0～6.0	37.0
津市栗真町屋町字中新畑 576 番 2 から 津市栗真町屋町字中新畑 576 番 2 まで	新	3.2～3.4	26.0

2 路線名 1 2 3 5 栗真町屋町第 3 6 号線

道路の区域

区 域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市栗真町屋町字南浜 1337 番 1 から 津市栗真町屋町字南浜 1371 番 4 まで	旧	4.0～12.0	65.0
津市栗真町屋町字南浜 1337 番 1 から 津市栗真町屋町字南浜 1371 番 4 まで	新	4.0～6.6	67.0

（平成 1 8 年 3 月 1 7 日 掲示済）

津市告示第 1 3 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 1 7 日

津市長 松 田 直 久

整理番号	路 線 名	供用開始の区間	供用開始 年月日
1 2 2 6	栗真町屋町第 2 8 号線	津市栗真町屋町字中新 畑 5 7 6 番 2 から	平成 1 8 年 3 月 1 7 日
		津市栗真町屋町字中新 畑 5 7 6 番 2 から	
1 2 3 5	栗真町屋町第 3 6 号線	津市栗真町屋町字南浜 1 3 3 7 番 1 から	平成 1 8 年 3 月 1 7 日
		津市栗真町屋町字南浜 1 3 7 1 番 4 まで	

（平成 1 8 年 3 月 1 7 日 掲示済）

津市告示第 1 3 5 号

平成 1 8 年産の麦に適用する基準共済掛金率を津市農業共済条例第 3 7 条第 2 項の規定により告示する。

平成 1 8 年 3 月 1 7 日

津市長 松 田 直 久

農作物 共済の 共済目的の 種類等	農作物共 済の共済 事故等による 種別		法 第 1 0 7 条 第 4 項 の 規定による危険段階別	単位 当たり共 済金額	共 済 掛 金 率	農家負担 共済掛金 率
麦 1 類	法 第 1 0 6 条 第 1 項 第 1 号 に規定 する金額を共 済金額とする 農作物 共済	1 0 0 分 の 3 0	危険段階基準共済掛金 設定要領（以下「要領」 という。）により算出した平成 10 年産から平成 14 年産までの麦の被害 率の平均 15.0%以上の 組合員等	128	10.512	4.972176
		2	要領により算出した平成 10 年産から平成 14 年 産までの麦の被害率の 平均が 9.8 % 以上 15.0%未満の組合員等	128	7.979	3.774067
		3	要領により算出した平成 10 年産から平成 14 年 産までの麦の被害率の 平均が 5.2%以上 9.8% 未満の組合員等	128	6.738	3.187074
		4	要領により算出した平成 10 年産から平成 14 年 産までの麦の被害率の 平均が 2.1%以上 5.2% 未満の組合員等	128	6.129	2.899017
		5	要領により算出した平成 10 年産から平成 14 年 産までの麦の被害率の 平均が 2.1%未満の組合 員等	128	5.256	2.486088
			平成 18 年産の麦より新 しく加入する組合員等	128	6.539	3.092947

		1 0 0 分 の 4 0	1	要領により算出した平成10年産から平成14年産までの麦の被害率の平均が15.0%以上の組合員等	128	7.454	3.592828
			2	要領により算出した平成10年産から平成14年産までの麦の被害率の平均が9.8%以上15.0%未満の組合員等	128	5.658	2.727156
			3	要領により算出した平成10年産から平成14年産までの麦の被害率の平均が5.2%以上9.8%未満の組合員等	128	4.778	2.302996
			4	要領により算出した平成10年産から平成14年産までの麦の被害率の平均が2.1%以上5.2%未満の組合員等	128	4.346	2.094772
			5	要領により算出した平成10年産から平成14年産までの麦の被害率の平均が2.1%未満の組合員等	128	3.727	1.796414
				平成18年産の麦より新しく加入する組合員等	128	4.637	2.401966
	法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	1 0 0 分 の 1 0	1	要領により算出した平成10年産から平成14年産までの麦の被害率の平均が15.0%以上の組合員等		16.675	7.737200
			2	要領により算出した平成10年産から平成14年産までの麦の被害率の平均が9.8%以上15.0%未満の組合員等		12.657	5.872848
			3	要領により算出した平成10年産から平成14年産までの麦の被害率の平均が5.2%以上9.8%未満の組合員等		10.689	4.959696
			4	要領により算出した平成10年産から平成14年産までの麦の被害率の平均が2.1%以上5.2%未満の組合員等		9.723	4.511472

		5	要領により算出した平成10年産から平成14年産までの麦の被害率の平均が2.1%未満の組合員等		8.338	3.868832
			平成18年産の麦より新しく加入する組合員等		10.373	4.813072
麦2類 麦5類	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30			6.539	3.092947
		100分の40			4.637	2.401966
	法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の100			10.373	4.813072

(平成18年3月17日 揭示済)

津市告示第 1 3 6 号

津市個人情報保護条例第 4 6 条第 1 項の規定に基づく出資法人等の指定について次のように定める。

平成 1 8 年 3 月 1 7 日

津市長 松 田 直 久

津市個人情報保護条例第 4 6 条第 1 項の規定に基づく出資法人等の指定
津市個人情報保護条例（平成 1 8 年津市条例第 2 4 号）第 4 6 条第 1 項の市長が別に定めるものを次のように定める。

津市土地開発公社

社会福祉法人津市社会福祉事業団

財団法人津市社会教育振興会

株式会社津市伊勢湾ヘリポート

青山高原保健休養地管理株式会社

社会福祉法人津市社会福祉協議会

社団法人津市シルバー人材センター

（平成 1 8 年 3 月 1 7 日 掲示済）

津市告示第137号

平成18年津市告示第72号の一部を次のように改正し、平成18年1月31日から適用する。

平成18年3月17日

津市長 松田直久

表中「社会福祉法人里山学園」を「社会福祉法人里山学院」に、
「社会福祉法人三重清暉会みのり苑」を
「社会福祉法人三重清暉会みのり苑」を
「三重県いなば園」に
「国又は地方公共団体の機関」に
改める。

(平成18年3月17日 揭示済)

津市告示第 1 3 8 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 3 月 1 7 日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成 1 8 年 3 月 1 7 日
- 2 保管期間 撤去日より 1 8 0 日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

（平成 1 8 年 3 月 1 7 日 掲示済）

津市告示第 1 3 9 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 3 月 2 0 日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成 1 8 年 3 月 2 0 日
- 2 保管期間 撤去日より 1 8 0 日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

（平成 1 8 年 3 月 2 0 日 掲示済）

津市告示第 140 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 3 月 22 日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成 18 年 3 月 22 日
- 2 保管期間 撤去日より 180 日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

（平成 18 年 3 月 22 日 揭示済）

津市告示第 1 4 1 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 3 月 2 3 日

津市長 松 田 直 久

1 撤去した年月日 平成 1 8 年 3 月 2 3 日

2 保管期間 撤去日より 1 8 0 日間

3 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

（平成 1 8 年 3 月 2 3 日 掲示済）

津市告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

津市長 松田直久

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
144	太郎生旧道線	津市美杉町太郎生字西ノ垣内995番1から	平成18年 3月24日
		津市美杉町太郎生字南谷1101番3まで	

（平成18年3月24日 掲示済）

津市告示第 1 4 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条において準用する同法第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定に基づき、平成 1 8 年 3 月 2 6 日をもって津市と阿左美水園競艇組合との間におけるモーターボート競走施行に伴う場間場外発売事務の管理及び執行の委託を廃止する。

平成 1 8 年 3 月 2 4 日

津市長 松 田 直 久
（平成 1 8 年 3 月 2 4 日 掲 示 済）

津市告示第 1 4 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条において準用する同法第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定に基づき、平成 1 8 年 3 月 2 6 日をもって津市と阿左美水園競艇組合との間におけるモーターボート競走施行に伴う場間場外発売事務の管理及び執行の受託を廃止する。

平成 1 8 年 3 月 2 4 日

津市長 松 田 直 久
(平成 1 8 年 3 月 2 4 日 掲 示 済)

津市告示第 1 4 5 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 3 月 2 4 日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成 1 8 年 3 月 2 4 日
- 2 保管期間 撤去日より 1 8 0 日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

（平成 1 8 年 3 月 2 4 日 掲示済）

津市告示第 1 4 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定に基づき、モーターボート競走施行に伴う場間場外発売事務の管理及び執行を次の規約によりみどり市に委託する。

平成 1 8 年 3 月 2 7 日

津市長 松 田 直 久

記

別紙のとおり

別 紙

津市とみどり市との間におけるモーターボート競走施行に伴う 場間場外発売事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 津市（以下「甲」という。）は、甲が実施するモーターボート競走のうちみどり市（以下「乙」という。）との協議により別に定めるモーターボート競走の施行に伴う場間場外発売場における場外発売事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、乙に委託する。ただし、委託事務を行う場間場外発売場については、甲、乙協議の上、別に定めるものとし、勝舟投票券の払戻及び返還場所については、乙が指定する場所とする。

2 前項ただし書に定める場間場外発売場における勝舟投票券を発売する日については、甲、乙協議の上、別に定める。

（経費の負担）

第2条 甲は、委託事務の管理及び執行に要する経費を乙に交付するものとし経費の内訳、金額及び交付の時期については、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

2 乙は、前項の協議に当たって、委託事務に要する経費の積算根拠を明らかにした書類を甲に提出するものとする。

（予算の執行）

第3条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出を、毎年度乙のモーターボート競走事業に係る会計の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

（決算の場合の措置）

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を告示したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

（損害の賠償）

第5条 乙の責めに帰すべき事由によって甲に損害を与えた場合は、乙においてその賠償の責めを負うものとし、甲の責めに帰すべき事

由によって乙に損害を与えた場合は、甲はその賠償の責めを負うものとする。

（定めのない事項の協議）

第6条 この規約に定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（条例等改正の場合の措置）

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例及び規則その他の規程の全部若しくは一部を変更しようとする場合には、乙は、あらかじめ、甲に通知しなければならない。

附 則

この規約は、平成18年3月27日から施行する。

（平成18年3月27日 揭示済）

津市告示第 1 4 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定に基づき、モーターボート競走施行に伴う場間場外発売事務の管理及び執行を次の規約によりみどり市から受託する。

平成 1 8 年 3 月 2 7 日

津市長 松 田 直 久

記

別紙のとおり

別 紙

みどり市と津市との間におけるモーターボート競走施行に伴う 場間場外発売事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 みどり市（以下「甲」という。）は、甲が実施するモーターボート競走のうち津市（以下「乙」という。）との協議により別に定めるモーターボート競走の施行に伴う場間場外発売場における場外発売事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、乙に委託する。ただし、委託事務を行う場間場外発売場については、甲、乙協議の上、別に定めるものとし、勝舟投票券の払戻及び返還場所については、乙が指定する場所とする。

2 前項ただし書に定める場間場外発売場における勝舟投票券を発売する日については、甲、乙協議の上、別に定める。

（経費の負担）

第2条 甲は、委託事務の管理及び執行に要する経費を乙に交付するものとし経費の内訳、金額及び交付の時期については、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

2 乙は、前項の協議に当たって、委託事務に要する経費の積算根拠を明らかにした書類を甲に提出するものとする。

（予算の執行）

第3条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出を、毎年度乙のモーターボート競走事業に係る会計の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

（決算の場合の措置）

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を告示したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

（損害の賠償）

第5条 乙の責めに帰すべき事由によって甲に損害を与えた場合は、乙においてその賠償の責めを負うものとし、甲の責めに帰すべき事

由によって乙に損害を与えた場合は、甲はその賠償の責めを負うものとする。

（定めのない事項の協議）

第6条 この規約に定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（条例等改正の場合の措置）

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例及び規則その他の規程の全部若しくは一部を変更しようとする場合には、乙は、あらかじめ、甲に通知しなければならない。

附 則

この規約は、平成18年3月27日から施行する。

（平成18年3月27日 揭示済）